

登録電気工事業者が次の各号に該当した場合などに行う手続きです。

1 登録証の有効期限が切れた場合 ※1

2 建設業法に基づく許可を受けた場合 ※2

3 経済産業大臣・他の都道府県の登録を受けた場合 ※3

手続き方法

- 1 「登録証返納届」に必要事項を記入し、登録電気工事業者登録証を添付して、来庁又は郵送にて届出してください。
- 2 登録電気工事業者登録証を紛失した場合は、「登録証を紛失しました。見つかリ次第返納いたします。（届出者名）」と余白に記入する。
- 3 届出する際、「登録証返納届」は1部で結構です。
- 4 届出先は下記の問い合わせ先を参照してください。
- 5 来庁される場合、受付時間は土日祝日を除く、午前9時から午後5時までです。

- ※ 1 同時に「新規登録電気工事業者登録申請」を行うこと
廃業する場合は、「登録電気工事業者廃止届出」になります。
- ※ 2 同時に「電気工事業開始届出」を行うこと
- ※ 3 新しい登録証等の写しの添付をお願いします。

問い合わせ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 防災危機管理部 産業保安課 管理調整班（電気担当）

TEL 043-223-2722

FAX 043-227-3548

登 録 証 返 納 届

令和 年 月 日

千 葉 県 知 事 様

住 所

氏名又は名称

法人にあつては
代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、
登録証を返納します。

1 登録年月日及び登録番号

(平成・令和) 年 月 日 千葉県知事登録第 号

2 返納の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(記載例)

登録証返納届

令和 3年 4月 1日

千葉県知事様

登録電気工事業者登録証に記載されている住所等を記入してください。
なお、法人の場合、代表者名の記入もしてください。

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、登録証を返納します。

1 登録年月日及び登録番号

(平成)・令和) 28年 5月 1日 千葉県知事登録第280001号

登録電気工事業者登録証の登録年月日及び登録番号を記入してください。
なお、年月日は登録証の「1 登録の年月日」に記載されている日付を記入してください

2 返納の理由

登録証の有効期限が切れたため返納します。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※登録証を紛失した場合、下記のとおり記入してください。
登録証を紛失しました。
見つかり次第返納いたします。 千葉 太郎